

中小企業活性化協議会実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<第一章>はじめに	<第一章>はじめに
第1 (略)	第1 (略)
第2 本基本要領の位置づけ 本基本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）が実施する事業のうち、協議会として実施する事業を網羅的に記載したものである。具体的には、第二章では、中小企業活性化協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置・運営、支援業務部門による事前相談・窓口相談、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業（ただし、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（令和4年3月4日公表、同年4月15日適用開始。以下「中小企業版ガイドライン」という。）に基づく計画策定支援は除く。）に対する助言支援、再生支援、再チャレンジ支援等を実施する事業。以下「協議会事業」という。）について、その内容等を定めている。第三章では、<u>経営改善計画策定支援事業（定義は第三章にて後述。以下「経営改善計画策定支援事業」という。）の内容を定めている。</u> 本基本要領のうち、協議会事業に関する記載は、各認定支援機関における「中小企業再生支援業務」（産業競争力強化法第134条）を具体化したものであるが、<u>経営改善計画策定支援事業に関する記載については、その根拠規程等は「認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱」（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び「経営改善計画策定支援事業実施要領」（平</u>	第2 本基本要領の位置づけ 本基本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）が実施する事業のうち、協議会として実施する事業を網羅的に記載したものである。具体的には、第二章では、中小企業活性化協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置・運営、支援業務部門による事前相談・窓口相談、収益力改善支援、<u>経営改善計画策定支援事業に対する助言支援、再生支援、再チャレンジ支援等</u>を実施する事業。以下「協議会事業」という。）について、その内容等を定めており、第三章では<u>経営改善計画策定支援事業（認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、国からの補助金を受けて基金の造成を行い、当該基金を活用して、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）が実施する中小企業・小規模事業者の経営改善計画及び早期経営改善計画の策定支援に要する経費の支払等の事業（以下「経営改善計画策定支援事業」という。）の内容を定めている。</u> 本基本要領のうち、協議会事業に関する記載は、各認定支援機関における「中小企業再生支援業務」（産業競争力強化法第134条）を具体化したものであるが、<u>経営改善計画策定支援事業に関する記載は、経営改善計画策定支援事業の内容を記載したものであり、その根拠規程、具体的手続、基準等については、別途、認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱（平成25年</u>

成 2 5 年 2 月 2 6 日 2 0 1 3 0 2 2 6 財 中 第 7 号) <u>である</u> ことに留意する必要がある。	2 月 2 6 日 2 0 1 3 0 2 2 6 財 中 第 4 号) 及び経営改善計画策定支援事業実施要領 (平成 2 5 年 2 月 2 6 日 2 0 1 3 0 2 2 6 財 中 第 7 号) <u>に定められている</u> ことに留意する必要がある。
＜第二章＞中小企業活性化協議会事業	＜第二章＞中小企業活性化協議会事業
第 1 組織体制 1. 協議会事業実施体制及び業務の区域 (1) (略) (2) 認定支援機関が協議会事業を行う地域は、原則として、認定支援機関が置かれた都道府県内とする。ただし、必要に応じ他の認定支援機関との連携等による県域を越えた支援を実施することを妨げるものではない。 (3) ～ (5) (略) 2. (略) 3. 支援業務部門 (1) 支援業務部門の構成 支援業務部門には、統括責任者及びそれを補佐する者 (以下「統括責任者補佐」といい、統括責任者補佐のうち、経営改善計画策定支援事業に対する助言支援 (第二章第 4) <u>のみを行う者を</u>「統括責任者補佐 (経営改善支援担当)」という。なお、<u>その他の統括責任者補佐も、原則として経営改善計画策定支援事業に対する助言支援を行うものとする。</u>) を配置する。	第 1 組織体制 1. 協議会事業実施体制及び業務の区域 (1) (略) (2) 認定支援機関が協議会事業を行う地域は、原則として、認定支援機関が置かれた都道府県内とする。ただし、必要に応じ他の認定支援機関との連携による県域を越えた支援を実施することを妨げるものではない。 (3) ～ (5) (略) 2. (略) 3. 支援業務部門 (1) 支援業務部門の構成 支援業務部門には、統括責任者及びそれを補佐する者 (以下「統括責任者補佐」といい、統括責任者補佐のうち、経営改善計画策定支援事業に対する助言支援 (第二章第 4) <u>を行う者については</u>「統括責任者補佐 (経営改善支援担当)」という。なお、<u>「統括責任者補佐」と「統括責任者補佐 (経営改善支援担当)」の兼務は可能とする。</u>) を配置する。

(2) (略) (3) 支援業務部門の業務内容 ① (略) ② 支援業務部門は、事前相談で把握した相談対象の企業の状況に基づき、金融機関等や支援専門家に対し、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業<u>(中小企業版ガイドラインに基づく計画策定支援は除く。)</u>に対する助言支援、再生支援（プレ再生計画含む。）、再チャレンジ支援（以下総称して「各種支援」という。）の活用等について助言を行う。なお、各種支援の内容は第二章第3から第6のとおりとする。 ③～⑧ (略) ⑨ 支援業務部門は、地域における事業再生、再チャレンジの最大化に向け、<u>中小企業版ガイドライン</u>に基づく再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続並びに経営者保証に関するガイドライン（「<u>廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』</u>の基本的考え方」を含む。以下「<u>経営者保証ガイドライン</u>」という。）に関し、地域の金融機関等、支援専門家及び中小企業者からの相談内容や希望も踏まえて、<u>中小企業版ガイドライン</u>における第三者支援専門家の候補者の紹介や経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の支援を行うなど、各地域における<u>中小企業版ガイドライン</u>や<u>経営者保証ガイドライン</u>の浸透・定着に努める。 ⑩ (略)	(2) (略) (3) 支援業務部門の業務内容 ① (略) ② 支援業務部門は、事前相談で把握した相談対象の企業の状況に基づき、金融機関等や支援専門家に対し、収益力改善支援、経営改善計画策定支援事業に対する助言支援、再生支援（プレ再生計画含む。）、再チャレンジ支援（以下総称して「各種支援」という。）の活用等について助言を行う。なお、各種支援の内容は第二章第3から第6のとおりとする。 ③～⑧ (略) ⑨ 支援業務部門は、地域における事業再生、再チャレンジの最大化に向け、<u>金融機関団体等により策定された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」</u>（令和4年3月4日公表、同年4月15日適用開始。以下「<u>ガイドライン</u>」という。）に基づく再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続に関し、地域の金融機関等、支援専門家及び中小企業者からの相談内容や希望も踏まえてガイドラインにおける第三者支援専門家の候補者を<u>紹介する</u>など、各地域におけるガイドラインの浸透・定着に努める。 ⑩ (略)
---	--

4. (略)	4. (略)
第2 事前相談・窓口相談	第2 事前相談・窓口相談
1・2. (略)	1・2. (略)
3. 窓口相談（第一次対応）	3. 窓口相談（第一次対応）
(1) (略)	(1) (略)
(2) 統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者から収益力改善、経営改善、事業再生及び再チャレンジに向けた取組の相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言（「 <u>ガバナンス体制の整備支援に関するチェックシート</u> 」を用いた助言を含む。）、支援施策・支援機関の紹介を行う。	(2) 統括責任者及び統括責任者補佐は、中小企業者から収益力改善、経営改善、事業再生及び再チャレンジに向けた取組の相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言、支援施策・支援機関の紹介を行う。
・企業の概要 ・直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等） ・株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等） ・事業形態、構造（主要取引先等） ・会社の体制（<u>ガバナンス体制の確認を含む。</u>）、人材等の経営資源 ・現状に至った経緯 ・改善に向けたこれまでの努力及びその結果 ・取引金融機関との関係 ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けて活用できる会社の資源 ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けた要望、社内体制の準備の可能性	・企業の概要 ・直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等） ・株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等） ・事業形態、構造（主要取引先等） ・会社の体制、人材等の経営資源 ・現状に至った経緯 ・改善に向けたこれまでの努力及びその結果 ・取引金融機関との関係 ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けて活用できる会社の資源 ・収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジに向けた要望、社内体制の準備の可能性

(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)
第3 収益力改善支援 1. 収益力改善支援の目的 「中小企業活性化パッケージ」(2022年3月4日公表)の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。<u>また、「収益力改善支援に関する実務指針」(2022年12月2日公表)の策定に合わせ、ガバナンス体制の整備支援の観点を取り込むことを明確化した。</u>協議会は収益力改善支援を実施することで、協議会の「中小企業の駆け込み寺」としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図る。 なお、収益力改善支援は、<u>中小企業版ガイドライン</u>第二部1.(2)④記載の、予防的対応にあたる支援である。 2. (略)	第3 収益力改善支援 1. 収益力改善支援の目的 「中小企業活性化パッケージ」(2022年3月4日公表)の策定に合わせ、これまで協議会が培ってきた再生支援における金融機関調整能力、新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援におけるアクションプランの策定支援能力を一層活かすため、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう収益力の改善に向けた支援を実施する「収益力改善支援」を新設した。協議会は収益力改善支援を実施することで、協議会の「中小企業の駆け込み寺」としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図る。 なお、収益力改善支援は、<u>「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(2022年3月4日公表、4月15日適用開始)第二部1.(2)④記載の、予防的対応にあたる支援である。</u> 2. (略)
第4 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援 1. 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援の目的 協議会では、経営改善計画策定支援事業を実施し、民間の支援専門家の活用を普及啓発することで、各フェーズでの民間による支援を促進している。「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化とガバナンス体制の整備」を実現するためには、協議会が、経営改善計画策定支援事業を	第4 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援 1. 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援の目的 協議会では、経営改善計画策定支援事業を実施し、民間の支援専門家の活用を普及啓発することで、各フェーズでの民間による支援を促進している。「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を実現するためには、協議会が、経営改善計画策定支援事業を活用し中小企業者を支援

活用し中小企業者を支援している民間の支援専門家を育成していくことが重要である。本支援は、経営改善計画策定支援事業を活用する民間の支援専門家への助言支援を行うことで、地域全体での収益力改善、経営改善の最大化を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としている。

2. 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援の内容

(1) 事前相談時の助言

- ① 統括責任者及び統括責任者補佐は、事前相談において、認定経営革新等支援機関及び金融機関等からの相談に対して、経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援及び経営改善計画策定支援）や他の支援策の活用に向けた助言を行う。

② (略)

(2) 利用申請時の助言

統括責任者又は統括責任者補佐は、経営改善計画策定支援事業（経営改善計画策定支援のうち中小企業版ガイドラインに基づく計画策定支援を除く。以下第4において同じ。）の利用申請時において、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関に対し、早期経営改善計画、経営改善計画（中小企業版ガイドラインに基づく計画を除く。以下「経営改善計画等」という。）の策定にあたり留意すべき事項等の説明を行うとともに、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等の策定に関する助言や他の支援策への移行等に関する助言を行う。

(3) 経営改善計画等の策定中の助言

している民間の支援専門家を育成していくことが重要である。本支援は、経営改善計画策定支援事業を活用する民間の支援専門家への助言支援を行うことで、地域全体での収益力改善、経営改善の最大化を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的としている。

2. 経営改善計画策定支援事業に対する助言支援の内容

(1) 事前相談時の助言

- ① 統括責任者及び統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、事前相談において、認定経営革新等支援機関及び金融機関等からの相談に対して、経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援及び経営改善計画策定支援）や他の支援策の活用に向けた助言を行う。

② (略)

(2) 利用申請時の助言

統括責任者又は統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、経営改善計画策定支援事業（経営改善計画策定支援のうちガイドラインに基づく計画を除く。以下第4において同じ。）の利用申請時において、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関に対し、早期経営改善計画、経営改善計画（以下「経営改善計画等」という。）の策定にあたり留意すべき事項等の説明を行うとともに、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等の策定に関する助言や他の支援策への移行等に関する助言を行う。

(3) 経営改善計画等の策定中の助言

統括責任者又は統括責任者補佐は、経営改善計画等の策定中において、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等の進捗状況の確認、経営改善計画等の策定に関する助言や他の支援策への移行等に関し助言を行う。また、支援業務部門は、中小企業・小規模事業者からの求めがあった場合に、必要に応じ、金融調整に向けたサポートを実施することができる。

(4) 支払申請時の助言

① 統括責任者又は統括責任者補佐は、経営改善計画等の支払申請時において、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関から留意事項への取組状況を確認し、必要に応じ、面談等を通じて、経営改善計画等の内容を踏まえた助言を行う。

② 統括責任者又は統括責任者補佐は、中小企業・小規模事業者、認定支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等のモニタリングにあたっての留意事項等の説明を行い、必要に応じて、面談等を通じて、モニタリング実施に向けた助言を行う。

(5) モニタリング結果の報告時の助言

統括責任者又は統括責任者補佐は、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関からモニタリング結果の報告を受け、留意事項の取組状況を確認する。また、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、今後のモニタリングに向けた助言や、他の支援策への移行等に関し助言を行う。

統括責任者又は統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、経営改善計画等の策定中において、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等の進捗状況の確認、経営改善計画等の策定に関する助言や他の支援策への移行等に関し助言を行う。また、支援業務部門は、中小企業・小規模事業者からの求めがあった場合に、必要に応じ、金融調整に向けたサポートを実施することができる。

(4) 支払申請時の助言

① 統括責任者又は統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、経営改善計画等の支払申請時において、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関から留意事項への取組状況を確認し、必要に応じ、面談等を通じて、経営改善計画等の内容を踏まえた助言を行う。

② 統括責任者又は統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、中小企業・小規模事業者、認定支援機関及び主要金融機関に対し、経営改善計画等のモニタリングにあたっての留意事項等の説明を行い、必要に応じて、面談等を通じて、モニタリング実施に向けた助言を行う。

(5) モニタリング結果の報告時の助言

統括責任者又は統括責任者補佐（経営改善支援担当）は、中小企業・小規模事業者及び認定経営革新等支援機関からモニタリング結果の報告を受け、留意事項の取組状況を確認する。また、必要に応じ、面談等を通じて、中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び主要金融機関に対し、今後のモニタリングに向けた助言や、他の支援策への移行等に関し助言を行う。

(6) 広報、<u>啓発</u>活動 支援業務部門は、地域の中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び金融機関等に対し、経営改善計画策定支援事業の広報、<u>啓発</u>活動を実施するとともに、研修等を通じた専門家の育成に取り組む。	(6) 広報、<u>啓蒙</u>活動 支援業務部門は、地域の中小企業・小規模事業者、認定経営革新等支援機関及び金融機関等に対し、経営改善計画策定支援事業の広報、<u>啓蒙</u>活動を実施するとともに、研修等を通じた専門家の育成に取り組む。
第5 (略)	第5 (略)
第6 再チャレンジ支援 1. (略) 2. 再チャレンジ支援の業務内容 (略) (1) 相談企業の円滑な廃業に向けた助言等 ① (略) ② 特に、<u>窓口相談実施</u>時においては、廃業を希望する中小企業者からの相談にも丁寧に対応する。相談企業の窮境状況や財務内容を把握した上で、再生支援の余地がないか等を検討し、「事業の再生が極めて困難である」かどうかの判断をした上で、再チャレンジ支援を実施する。 ③ (略) (2) 相談企業が実施する廃業型の私的整理手続へのサポート支援 ① 廃業型の私的整理手続へのサポート支援にかかる助言対象者 統括責任者は、2.(1)の助言等の対応を経たうえで、<u>相談企業が廃業</u>	第6 再チャレンジ支援 1. (略) 2. 再チャレンジ支援の業務内容 (略) (1) 相談企業の円滑な廃業に向けた助言等 ① (略) ② 特に、<u>第一次対応</u>時においては、廃業を希望する中小企業者からの相談にも丁寧に対応する。相談企業の窮境状況や財務内容を把握した上で、再生支援の余地がないか等を検討し、「事業の再生が極めて困難である」かどうかの判断をした上で、再チャレンジ支援を実施する。 ③ (略) (2) 相談企業が実施する廃業型の私的整理手続へのサポート支援 ① 廃業型の私的整理手続へのサポート支援にかかる助言対象者 統括責任者は、2.(1)の助言等の対応を経たうえで、<u>廃業型の私的整</u>

型の私的整理手続（<u>中小企業版ガイドライン</u>に基づく廃業型私的整理手続に限らない。）に移行するような場合であって以下の者から求めがある場合には、<u>必要に応じ、弁護士資格を有する統括責任者補佐と協議をしながら、以下の者に対し下記②の内容の助言業務を実施する。</u> イ 中小企業者 ロ 弁護士等の支援専門家（<u>中小企業版ガイドライン</u>を活用する場合には外部専門家） ハ 主要債権者 ニ 第三者支援専門家（<u>中小企業版ガイドライン</u>を活用する場合） ② 廃業型の私的整理手続のサポート支援にかかる助言行為 <u>（削除）</u> イ～ハ （略） （３）経営者等の再スタート（個人保証債務の整理）に向けた助言等及び支援 ① 支援業務部門は、２．（１）の相談企業に対する円滑な廃業に向けた助言等に併せて、経営者等の再スタートを支援するために、弁護士資格を有する統括責任者補佐と協議をしながら、必要に応じて、経営者保証ガイドラインの活用などによる保証債務整理に向けた助言、弁護士の紹介等の対応を行う。 ②・③ （略） ３． （略）	理手続（ガイドラインに基づく廃業型私的整理手続に限らない。）<u>を行うことが適切と判断した場合には、</u>弁護士資格を有する統括責任者補佐と協議をしながら、以下の者に対し助言業務を実施する。 イ 中小企業者 ロ 弁護士等の支援専門家（ガイドラインを活用する場合には外部専門家） ハ 主要債権者 ニ 第三者支援専門家（ガイドラインを活用する場合） ② 廃業型の私的整理手続のサポート支援にかかる助言行為 <u>統括責任者は、弁護士資格を有する統括責任者補佐と協議をしながら、必要に応じて以下の内容の助言業務を実施する。</u> イ～ハ （略） （３）経営者等の再スタート（個人保証債務の整理）に向けた助言等及び支援 ① 支援業務部門は、２．（１）の相談企業に対する円滑な廃業に向けた助言等に併せて、経営者等の再スタートを支援するために、弁護士資格を有する統括責任者補佐と協議をしながら、必要に応じて、<u>経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）</u>の活用などによる保証債務整理に向けた助言、弁護士の紹介等の対応を行う。 ②・③ （略） ３． （略）
＜第三章＞経営改善計画策定支援事業	＜第三章＞経営改善計画策定支援事業

第1 事業の内容 経営改善計画策定支援事業とは、<u>「認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱」</u>（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び<u>「経営改善計画策定支援事業実施要領」</u>（平成25年2月26日20130226財中第7号）に基づき、<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>が国からの補助金を受け入れて基金の造成を行い、当該基金を活用して、認定経営革新等支援機関が実施する中小企業・小規模事業者の経営改善計画又は早期経営改善計画の策定等の支援に要する経費につき、その支払等を行う事業である。<u>「認定経営革新等支援機関」とは、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者をいう。</u> その根拠規程、具体的手続、基準等については、別途、<u>「認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱」</u>（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び<u>「経営改善計画策定支援事業実施要領」</u>（平成25年2月26日20130226財中第7号）に定めがある。 第2 経営改善計画策定支援事業の業務体制、業務範囲及び業務内容 経営改善計画策定支援事業の業務体制、業務範囲、業務内容は以下のとおりとする。<u>詳しくは、「経営改善計画策定支援事業実施基本要領」</u>（平成25年2月27日要領24第57号、独立行政法人中小企業基盤整備機構制定）に定める。 1. 経営改善計画策定支援事業の業務の実施体制及び業務の範囲	第1 事業の内容 経営改善計画策定支援事業とは、認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び経営改善計画策定支援事業実施要領（平成25年2月26日20130226財中第7号）に基づき、<u>中小機構</u>が国からの補助金を受け入れて基金の造成を行い、当該基金を活用して、認定経営革新等支援機関が実施する、<u>中小企業・小規模事業者の経営改善計画及び早期経営改善計画の策定支援に要する経費の支払等の事業である。本基本要領は、経営改善計画策定支援事業の内容を記載したものであり、その根拠規程、具体的手続、基準等については、別途、認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱</u>（平成25年2月26日20130226財中第4号）及び経営改善計画策定支援事業実施要領（平成25年2月26日20130226財中第7号）に定めがある。 第2 経営改善計画策定支援事業の業務体制、業務範囲及び業務内容 経営改善支援事業の内容については、上述のとおり、認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金交付要綱（平成25年2月26日20130226財中第4号）、経営改善計画策定支援事業実施要領（平成25年2月26日20130226財中第7号）及び経営改善計画策定支援事業実施基本要領（平成25年2月27日要領24第57号、独立行政法人中小企業基盤整備機構制定）に定めるが、業務体制、業務範囲、業務内容は以下のとおりとする。 1. 経営改善支援事業の業務の実施体制及び業務の範囲
---	--

(1) (略) (2) 認定支援機関が経営改善計画策定支援事業を行う地域は、原則として、認定支援機関が置かれた都道府県内とする。<u>ただし、必要に応じ他の認定支援機関との連携等による県域を越えた支援を実施することを妨げるものではない。</u> (3) 実施体制 認定支援機関は、協議会事務局に経営改善計画策定支援事業を実施させるための事務局員（以下「事務局員」という。）を配置する。なお、統括責任者補佐は事務局員を兼務することができる。 (4) 統括責任者の業務 統括責任者は経営改善計画策定支援事業に係る通知や報告等を実施することとするが、統括責任者が指名した統括責任者補佐が代理することができる。 2. 経営改善<u>計画策定</u>支援事業の業務内容 (1) 事務局員は、経営改善計画策定支援事業の利用を希望する申請企業（以下「申請者」という。）<u>及び認定経営革新等支援機関等からの利用申請に応じる。</u>利用申請対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。 (2) 事務局員は、申請者からの経営改善計画<u>又は</u>早期経営改善計画の<u>策定等</u>	(1) (略) (2) 認定支援機関が経営改善計画策定支援事業を行う地域は、原則として、認定支援機関が置かれた都道府県内とする。 (3) 実施体制 認定支援機関は、協議会事務局に経営改善計画策定支援事業を実施させるための事務局員（以下「事務局員」という。）を配置する。なお、統括責任者補佐<u>（経営改善支援担当）</u>は事務局員を兼務することができる。 (4) 統括責任者の業務 統括責任者は経営改善計画策定支援事業に係る通知や報告等を実施することとするが、統括責任者が指名した統括責任者補佐<u>（経営改善支援担当）</u>が代理することができる。 2. 経営改善支援事業の業務内容 (1) 事務局員は、経営改善計画策定支援事業の利用を希望する申請企業<u>又は認定経営革新等支援機関等（以下「申請者」という。）からの利用申請に応じる。</u>利用申請対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。 (2) 事務局員は、申請者からの経営改善計画<u>策定支援及び</u>早期経営改善計画
--	--

<u>の支援に係る費用の支払に関する申請（支払申請）</u>に応じて、<u>認定経営革新等支援機関に費用を支払う。支払申請への対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。</u> （３）事務局員は、申請者からの伴走支援費用支払申請に応じて、<u>認定経営革新等支援機関に費用を支払う。伴走支援費用支払申請への対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。</u> （４）統括責任者は、<u>協議会事業と連携して、経営改善計画策定支援事業を効率的・効果的に実施する。また、申請者に事業再生の取組が必要となった場合に、協議会事業への相談等が円滑に行われるよう、協議会事業との情報共有を積極的に図る。また、入手した申請者の情報は、全国本部と共有する。</u>	<u>策定支援に係る費用の支払に関する申請に伴い、経営改善計画策定支援事業費用支払申請に応じて認定経営革新等支援機関に費用を支払う。支払申請への対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。</u> （３）事務局員は、申請者からの伴走支援費用支払申請に伴い、<u>経営改善計画策定支援事業伴走支援費用支払申請</u>に応じて認定経営革新等支援機関に費用を支払う。支払申請への対応の業務手順は経営改善計画策定支援事業実施基本要領に定めるところによるものとする。 （４）統括責任者は、<u>中小企業活性化協議会として実施する中小企業再生支援事業</u>と連携して経営改善計画策定支援事業を効率的・効果的に実施する。また、申請者に事業再生の取組が必要となった場合に、<u>中小企業再生支援事業への相談等が円滑に行われるよう、入手した申請者の情報は、全国本部と共有する。</u>
--	---